

第九十一回帝國議會 參議院議員選舉法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案

參議院議員選舉法案(政府提出、貴族院送付)(第四號)

衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律案(政府提出)(第六號)

本委員は昭和二十一年十二月十九日(木曜日)議長の指名で次の通り選定された

- 伊藤 郷一君 石原 圓吉君
小澤 國治君 大谷 登瀧君
木村 義雄君 北 吟吉君
廿日出 隆君 原 藤右門君
松浦 東介君 八重樫利康君
山本 正一君 横田 清藏君
青木 泰助君 稻本 早苗君
犬養 健君 生方 大吉君
大島 定吉君 白井 秀吉君
地崎宇三郎君 佃 良一君
坪川 信三君 林 連君
原 健三郎君 八坂善一郎君
石川金次郎君 大澤喜代一君
澁谷 昇次君 鈴木 義男君
田方 廣文君 竹谷源太郎君
玉井 潤次君 松澤 兼人君
松澤 一君 伊東 岩男君
大原 博夫君 木下 榮君
坪井 龜藏君 原 國君
鈴木彌五郎君 豊澤 豊雄君
仲子 隆君 野坂 參三君

- 松浦 東介君 八重樫利康君
犬養 健君 大島 定吉君
白井 秀吉君 地崎宇三郎君
佃 良一君 原 健三郎君
石川金次郎君 澁谷 昇次君
鈴木 義男君 竹谷源太郎君
松澤 兼人君 伊東 岩男君
大原 博夫君 原 國君
野坂 參三君

木日の會議に付した議案
參議院議員選舉法案(政府提出、貴族院送付)
衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律案(政府提出)

○大島(定)投票管理者 先例によりまして、私が年長の故をもちまして投票管理者となり、これから委員長との互選を行います
○原(健)委員 投票を用いず犬養健君を委員長に推薦いたします
○大島(定)投票管理者 原健三郎君の御意見に御異議ありませんか

て、衆議院議員の任期よりも長期のものとし、かつ、三年毎に議員の半数を改選すること、第四に參議院には解散のないこと等の基本的事項を明定しているのではありません
參議院議員選舉法において、參議院議員の組織及び選舉の方法を定めるに當りましては、新憲法のこれらの基本的事項に則りまして、新憲法の精神に最もよく合致する制度を採用しなければならぬわけであり、まして、新憲法が、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である所の國會を構成いたしましたるに、衆議院及び參議院の兩院をもつてしては、衆議院及び參議院の兩院を併せて採用いたしました、短相補はしめるとともに、審議の慎重を期し、もつて國權の最高機關たる機能の發揮に遺憾なからしめようとしたものであります、この兩院制度採用の趣旨に省みまして、參議院議員の選出方法には、衆議院議員とは異なつた方法をとり、兩院の構成をできるだけ異質のものたらしめるべきであると思つております、參議院議員の組織については、このよきな見地から、或は職能代表制をなんらかの形式でもつて採用すべきものであるとし、或は兩院又は一定の團體等より推薦した一定數を候補者の中から、これを選舉する方法によるべきである等、各種の試案が各方面から出されたのであります、これら諸案を検討いたしました、新憲法の規定乃至精神に、何が最もよく

- 委員長 犬養 健君
理事北 吟吉君 理事大島 定吉君
理事原 健三郎君 理事鈴木 義男君
理事玉井 潤次君 理事大原 博夫君
小澤 國治君 大谷 登瀧君
寺尾 豊君 廿日出 隆君
松浦 東介君 八重樫利康君
青木 泰助君 生方 大吉君
白井 秀吉君 地崎宇三郎君
佃 良一君 林 連君
石川金次郎君 澁谷 昇次君
竹谷源太郎君 松澤 兼人君
伊東 岩男君 木下 榮君
坪井 龜藏君 原 國君
鈴木彌五郎君 豊澤 豊雄君
仲子 隆君 野坂 參三君

○大養委員長 これより審議に入ります、參議院議員選舉法案、政府提出貴族院送付、衆議院議員選舉法第十二條の特例に關する法律案、政府提出、これを議題といたします、まず政府より提案理由の御説明を願います
○大村國務大臣 それではまず參議院議員選舉法案の御説明を申し上げます、第一に日本國憲法におきましては、第一に參議院議員は、全國民を代表する選舉された議員であること、すなわち國民代表であること、第二に議員及びその選舉人の資格は、人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産または収入によつて差別してはならないこと、すなわち平等選舉であること、第三に參議院議員の任期は、六年とし

○大養委員長 それでははちよつと御挨拶を申し上げます、私は一向委員長としての經驗に乏しいものでございますが、御推薦にあずかりましてよくその任に堪えるかどうか心配しております、どうか一つ特に御協力、御援助を願います、この法案は御承知のように、なかく重要な法案でございますが、會期も切迫しております上に、相當御議論があること存じますので、一つ各黨派御協力、御協議の上、議事の進行について萬全をおかり願えれば、まことに委員長として仕合せに存じます

出府政府委員 内務大臣 大村 清一君
内務事務官 郡 祐一君

適合するかを考慮する必要があることはいうまでもない所であり、職能代表制は必ずしも新憲法の規定に違反するものでないとも考へられますが、國民代表の制度といたしまして、職能代表制がはたして適當なものであるかどうかという點につきましては、理論的に多少疑わしい點があるのみならず、職能代表制がよしんば國民代表制として適當なものであるといつても、現在のわが國におきましては、未だ職能組織の完備したものがないのでありまして、この不完全な職能組織の上に職能代表制を強行いたしますことは、不適當であるとともに、はたして平等選挙の原則に適合するかどうかにつきましても、なお疑問の餘地が存するのであります

次に、兩院や一定の團體の推薦した候補者の中から選挙いたします方法、各部門、各職域の學識経験ともに勝れた人材を選挙し得る點に、長所があるように思われるのであります。衆議院または政府が推薦をするという方法をとるといたしますれば、参議院の獨立性を害する恐れがありまして適當でありません、また参議院が推薦する方法をとるといたしますれば、いわゆる自薦の弊に陥る危険があるのであります、これも適當でないと思われ、そのほかに適當な推薦母體を求めましても、なか／＼これを發見するに困難であります、加うるにかような候補推薦の方法は、選挙人の候補者選擇の範圍を制限いたしますことも、立候補を抑制することと相なりまして、國民の自由を表明された意思をあくまで尊重しなければならぬ、いわゆる自由選挙の見地から申して、は

たして妥當であるか否か疑わしいのであります、このように考へて参りますと、参議院議員の組織をいかに定めるかの問題は、國民代表、平等選挙、自由選挙の原則と、参議院の獨立性確保の方針を堅持しながら、その範圍内におきまして、参議院の構成を衆議院とできる限り異質的なものたらしめるためには、いかにすればよいかということに歸着するのであります、結局主として選挙人の年齢及び選挙區の構成について、衆議院議員の選挙の場合と異ならしめることによりまして、その構成上の相違を實現して行くというよりいたし方ないという結論に相なるわけでありまして、以上の考へ方に基づきまして、参議院議員選挙法におきまして、まず被選挙人の年齢を三十歳として、衆議院議員の被選挙人の年齢よりも五年を高めることといたしております

次に参議院議員は地方選出議員と、全國選出議員の二種類に區別し、地方選出議員は、各都道府縣を一選挙區として選出し、全國選出議員は、全國を一選挙區として選出することといたしております、地方選出議員につきましては、原則として府縣の區域を一選挙區として選挙する、衆議院議員との間に選挙區構成上差異がないことにならざるのであります、しかし第一には各選挙區において選挙される議員の定数は、参議院においては二人乃至八人である、従つて半数交替の原則から、第二期以後の通常選挙におきましては、一人乃至四人ということに相なりま、衆議院議員の選挙の場合における一選挙區の定数四人乃至十四人に比較いたしまして、遙かに少いこととして

ありますから、同一の選挙區より両者が選出されるといたしまして、その間にはおのずから異つた色彩を有することとなるものと期待されるのであります

第二には投票方法におきましても、衆議院議員の選挙における制限連記制に對しまして、参議院議員の場合においては単記制を採用しておりますので、兩者おのずから異色を見せることになり考へられるのであります、全國選出議員は、全都道府縣を通じ、全國を一單位として選挙されるのであります、これは地域代表的な考へ方を全然考慮に入れず、専ら學識経験とみに勝れた、全國的な有名爲の人材を簡拔することを主眼といたしまして、職能的知識経験を有する者が選出される可能性を生ぜしめることによりまして、職能代表制のもつておる長所を取り入れんとする狙いをもつものであります、全國選出議員候補者は、候補者單獨で各乗りを上げる者もあるでありますが、また全國選出議員候補者でありまして、一地方に地盤を求めまして、地方選出議員候補者と同様の地盤を根據として出馬する者もあるであります、しかしまた政黨や職能團體等の全國的團體から、事實上の推薦支持を受けて立候補する者が少なくないのであると思われるのであります、これによりまして社會各部門、各職域の知識経験を全國的の人物が選出されることを期待されるのであります、勿論この全國單位で選挙を執行することは、技術的に申しまして多くの困難と障碍が豫想されるのであります、これらの難點あるに拘らず、あえてこの制度を採用することといた

しましたのは、ひとえに参議院の構成を衆議院と異なるものたらしめ、参議院にふさわしい性格を有せしめようとするにほかならないのであります、地方の事情に精通した地方選出議員と相まちまして、全國選出議員は、参議院を特徴あらしめることに、大いなる効果があらむと思われるのであります

以下参議院議員選挙法案の内容につきては、逐次その概略を御説明申し上げます

第一には参議院議員の定員についてであります、参議院の地位と職能に鑑みまして、議員の定数は、衆議院議員に比べて相當減少することが適當であると考へられるのであります、他面議案審査、その他議員の活動に支障なからしめることが必要であるのであります、これらの事情をかれこれ酌量いたしまして、結局議員定数はこれを二百五十人といたしたのであります、このうち百五十人を地方選出議員とし、各選挙區において選挙すべき議員数は、最近の人口調査の結果に基づきまして、各都道府縣の人口に比例して最低二人、最高八人の間において、半数交替を可能ならしめるために、それ／＼個數となるように定めておるのであります、残りの百人を全國選出議員に振り當てた次第であります

第二には選挙權、被選挙權についてであります、まず選挙權につきましては、新憲法第十五條に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定してありまして、衆議院議員並びに地方議會の議員、及び地方公共團體の選挙につきましては、既に年齢二十歳以上の日本國民は、一定の缺格條項に當る者を除きまして、

男女を問はずひとしく選挙權を有することとせられておるのであります、参議院議員の選挙權につきましても、その範圍を衆議院議員の選挙の場合と同一にいたし、衆議院議員の選挙權を有する者に對しては、すべてこれを認めることといたしまするとともに、さらにこれより一步を進めまして、現行衆議院議員選挙法においては、まだ選挙權を認めておりません破産者、被救護者、および刑餘者等にも、これを與へることに確定をいたしておるのであります

被選挙權は前にも申し述べましたように、衆議院に對して参議院を異質的なものたらしめるとともに、参議院の性格にふさわしい分別と、經驗とを保持せしめるために、日本國民で年齢三十年以上の者に、ひとしくこれを與へることといたしたのであります、その他一定の選挙事務關係者および在職の裁判官、檢察官等の被選挙權並びに官吏府縣會議員等の兼職禁止の取扱は、概ね衆議院議員の選挙の場合と同一にいたしたのであります

第三には、通常選挙の期日についてであります、参議院の通常選挙は、通例議員の任期が終る日の前三十日以内にこれを行ひまして、任期満了前に新議員を定めることといたし、もしこの期間が参議院開會中、または参議院閉會の日から三十日以内にかかる場合におきましては、現任議員の選挙運動上の不利を來さしめないようにするため、参議院閉會の日から三十一日以後三十五日以内これを進行することといたしまして、できるだけ参議院議員の缺けることなきを期してゐるのであります、なお、最初の参議院議員の通常選

選挙につきましては、特例を設けまして、詔書をもつて定める日にこれを行うこととしたのであります。

第四には、参議院議員の選挙の管理機関については、地方選出議員の選挙に關する事務は、都道府縣の選挙管理委員会がこれを管理し、全国選出議員の選挙に關する事務につきましては、新たに参議院において、その議員の中から選挙する全国選出議員選挙管理委員十人を以て組織する全国選出議員選挙管理委員会を設けて、これが管理に當らしめることとしたのであります。

第五には、投票及び開票についてのことであります。投票管理者及び開票管理者は、選挙管理委員会採用の趣旨を貫き、選挙事務執行の公正を期するため、さきの地方制度改正の例に準じ、關係選挙管理委員会において、これを委任すること致しますとともに、更に投票立會人及び開票立會人につきましても、公益代表の立場を取り入れ、原則として投票の拒否、投票の效力の決定に當らせることといたしたのであります。また地方選出議員と全国選出議員の選挙は、別箇に行う建前としておりますが、選挙事務手續の便宜上、兩者の選挙を同時に合併して行うことも認めてあるのであります。その他一般に投票および開票につきましても、衆議院議員の選挙の投票および開票の例によることといたしてあります。

第六には、選挙會及び選挙分會についてであります。地方選出議員は都道府縣を選挙區として選挙されるものであり、當選者の最終決定を行つて選挙會

について、衆議院議員選挙の選挙會の例によることとするを以てするのではありません。特段の措置を講ずる必要はないのであります。全国選出議員につきましても、當選者の最終決定を行つて選挙會のほかに、都道府縣ごとに開票の結果の中間集計を行わせる必要があらうので、このため特に選挙分會を設けることとしたのであります。

第七には議員候補者及び當選人に關する事務であります。議員候補者の届出及び推薦届出は、後に申し述べますように、選挙公營として行つた議員候補者の経歴等に關する文書の發行の準備、その他の關係上、選挙期日前二十日までにこれをしなければならぬこととし、又地方選出議員については、一つの選挙區で議員候補者の届出をなし、または議員候補者の推薦届出の承諾をなした者は、他の選挙區では議員候補者の届出をなし、又はその推薦の届出を承諾することができないこととして、同一人が重複して立候補することを認めないことと致し、供託金の額はこれを五千圓とすることといたしてあります。

法定得票数は、地方選出議員につきましては、他の各種選挙の場合と同様に、議員の定数をもつて有効投票の總数を除して得た数の四分の一であり、全国選出議員につきましては、何分にも選挙區が全国に亘ります。結果、投票の著しい偏在を生じ、又は散票を生ずるため、所要の當選人をうる

ます。繰上補充は同點者の場合を除き、當選承諾期間内に限つてこれを認めることとしたのであります。又全国選出議員の補缺選挙及び再選挙は、特に缺員及び當選人の不足数が、同じ同種の議員總数の四分の一を超えるに至つたときに、初めてこれを行つてもよいといたしまして、煩瑣な手続と莫大な経費、勞力を要する全国選出議員の選挙は、これをできる限り最小限度に止めしめるやう配意を加へて居る次第であります。

第八には、選挙運動及び選挙運動の費用についてであります。選挙運動及び選挙運動の費用に關しまして、煩瑣な取締制限を設けず、選挙をなすに近づくべきものたるため、その明朗適性を失わせるばかりでなく、かえつてこれに對抗する新たな脱法措置を誘發するやうな結果となる場合もありまして、特に全国選出議員に對してこれを見るには、かりに制限を加へてみましても、その實效を得ることは極めて困難であると申さなければなりません。むしろこの際選挙運動については、買収、選挙妨害等の悪質犯の處罰だけに止め、他はこれを自由に放任して一般國民の批判に任せるのが、最も適切な方策ではないかと考へらるるのであります。よつて参議院議員の選挙につきましては、選挙運動のための文書、圖畫の形式、數量、掲示の場所等に關して所要の制限を加へることとしたのであります。選挙運動は原則としてこれを自由とするものといたし、従つて事前運動や、選挙事務所及び休憩所の設置や、戸別訪問などに關しましても、なら

の制限を設けないこととしたのであります。たゞ選挙運動の費用につきましても、衆議院議員の選挙におけるやうな費用の最高制限の制を廢止いたし、これに代へまして政黨及び議員候補者の、選挙運動に關する収入及び支出の公開を行わしめることとしたのであります。

第九には選挙の公營であります。参議院議員の選挙には地方選出議員の選挙及び全国選出議員の選挙を通じて議員候補者の経歴等に關する文書の發行、次に議員候補者の氏名の掲示、第三に選挙演説會場の施設の公營を行うこととしたのであります。その他訴訟については、選挙または當選に關する訴訟の中で、衆議院議員の選挙に關しては、選挙長を被告とすることとせられておるのは、關係選挙管理委員會の委員長を被告として出訴することとしたし、また罰則については、近時の物價事情に照らし、罰金の最高額をそれの十倍に引上げることとするほか、訴訟及び罰則についても、概ね衆議院議員の選挙の訴訟及び罰則に準じて規定を設けておる次第であります。

以上の通りであります。この案に對しましては貴族院において、各種立會人の選任方法等に關して若干の修正が加へられたのであります。すなわち原案におきましては、選挙管理委員會の採用の趣旨と、特に全国選出議員の選挙における實際上の困難とを考慮に入れまして、各種立會人はこれを公益代表の立場から選挙管理委員會において選任することとしたのであります。各立會人は議員候補者

の利益代表とすることが適當であり、かたゞさきに改正をいたしました地方制度の諸法案におきましても、この精神に基き政府原案に修正が加えられたことでもあります。立會人の選任方法は現行衆議院議員選挙法と同じように、議員候補者が届け出た者において互選することとせられたのであります。従つてこれに伴い投票の拒否、假投票の受理、投票の效力及び議員候補者の被選挙権の有無は、それぞれ關係立會人の意見を聴いて、これを決定しなければならぬことに改められたのであります。

次に衆議院議員選挙法第十二條の特例に關する法律案について御説明申し上げます。

この法律案の趣旨といたします所は、今後およそ一年の間、衆議院議員を初め地方公共團體の長、またはその議會の議員の選挙を行う時は、選挙の都度臨時に選挙人名簿を調製いたしました。選挙直前の一定の時を押えて、選挙権を有する者を漏れなく名簿に登録して、國民参政の實を全ういたしまするとともに、海外引揚者につきましても、特に衆議院議員の選挙人名簿に登録されるために必要な六箇月の居住期間を必要としなざることとした。特別の救済的措置をさらに繼續して行おうとするものであります。法案の内容の主要なる點を以下に御説明申し上げます。

第一は臨時名簿の調製についてであります。選挙人名簿の調製については、現在いゆる定時名簿主義をとりまして、毎年一回調製することになつておるのであります。これは名簿の正確を期する上には確かに長所があるものであります。他面その名簿は一年間

第三

据え置かれず關係上、名簿調製後新たに選舉權を行使することができるようになつた者や、いわゆる脱漏者は、次の年の名簿に登録せられるまでは、選舉權を行使することができないといふことになる缺點があるものであります、よつてこの定時名簿制度のもつ缺點を是正し、選舉權行使の機會を、できるだけ廣範圍に與えるために、カード式の永久名簿制度を只今考案中であります、近く府縣知事、市町村長その他の地方公共團體の長、並びに府縣會議員、市區町村會議員、その他地方公共團體の選舉が行はれることになつておりますので、去る十月十日現在で調製いたしました名簿調製後に、新たに二十歳に達した者、或は居住期間の要件を充足した者、またはいわゆる脱漏者等を救済するために、本人の申請によりまして、臨時にこれらの者を登録する衆議院議員選舉人名簿、または補充選舉人名簿を調製することとしたのであります、尤も地方公共團體の長の、いわゆる決選投票の際には名簿調製の餘裕がありませんので、この措置を講じないこととしたしておるのであります

第二に海外引揚者に對する居住期間の要件の撤廢に關することでありまして、いわゆる海外引揚者につきましては、多くはその住所も安定しがたい状況にありますので、昨年衆議院議員の選舉權につき、一般的に六箇月の居住期間を撤廢した昭和二十年勅令第五百三十七號と同一の特別的措施を、右の衆議院議員の臨時選舉人名簿を調製する際に、海外引揚者に限つてさらに繼續することとしたのであります、尤もこの特別的措施は、衆議院議員の

選舉權に限つてこれを認め、地方公共團體の議員の選舉につきましては、地方公共團體が支援團體である特質に鑑みまして、これを認めないことにいたしましたのであります

第三に居住期間の六箇月に達しない海外引揚者を登録した衆議院議員選舉人名簿は、六箇月の居住期間を必要とする所の地方公共團體、またはその議會議員の選舉にそのまゝこれを用うることができませんから、その名簿のうち、地方議會の議員の選舉權をもつておる者に關する部分だけを、衆議院議員選舉人名簿とみなして、それらの選舉に用ゐることとしたのであります

第四に、現役または召集中の者に對する選舉權及び被選舉權の缺格條項の整理に關することでありまして、現在なお兵役法上現役または召集中の取扱ひを受けておる者があるのであります、軍の解消いたしました今日、これらの者に選舉權、被選舉權を認めない理由がないのみならず、先般の地方制度の改正によりまして、既に地方公共團體の議員の選舉權、及び被選舉權が認められておるのでありますので、附則におきまして特に規定を設けまして、衆議院議員の選舉權及び被選舉權もこの際これを認めることとし、臨時名簿調製の際、これに該當者を登録できるよりにいたしましたのであります

最後に昭和十三年法律第八十四號は、現役または召集中の軍人等が歸還した場合の臨時名簿の調製、及び議員の應召や歸還に伴う臨時措置を規定した戦時立法であります、只今提案いたしました法律案の成立に伴ひましてその必要がなくなりますので、これを

廢止することとしたのであります、たゞ同法によりまして調製した名簿及び地方議會の議員で、應召中の者が復歸した場合における特別措置についてだけ、その效力を存續させることとしたしておるのであります

以上で兩案の説明を終ります次第であります、何卒御審議の上御協賛あらんことを切望申し上げる次第であります

○大養委員長 本日はこの程度で散會いたしました、明日午前十時から質疑を始めたと思ひます、本日はこれにて散會いたします

午前十一時三十三分散會

衆議院事務局

昭和二十二年一月十一日印刷

昭和二十二年一月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局